

3 号 物 件

令和 8 年度 国有林林道等施設点検管理業務その 2

紙入札参加届

1 発注物件(業務)名

2 電子調達システムでの参加ができない理由(いずれかに○印を付す)

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
(申請日：令和 年 月 日)

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
(調達予定日：令和 年 月 日)

ウ その他(具体的に記載)

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、

の代金

内訳は別紙内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

令和8年度国有林林道等施設点検管理業務その2 内訳書

区分	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要	備考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署)	
	施設点検	林道施設点検	1	式			林道施設点検業務対象路線	
		報告書作成	1	式			仕様書のとおり	
	計							
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理(支)署)	
	施設点検	林道施設点検	1	式			林道施設点検業務対象路線	
	計							
直接 経費・ 資材等		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	
	施設点検	報告書作成	1	式			仕様書のとおり	
		調査器材	1	式			施設点検直接人件費5%	
		施設点検燃料費等	1	式			車両燃料費等	
	計							
諸 経費	諸経費		1	式			諸経費=変数値(288.50)×直接人件費 ^{0.084}	
	計							
業務費合計								
消 費 税	消費税	消費税	10	%				
		合計						
総計								

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 委任事項 (1) 入札に関する一切の件
(2) 契約の履行に関する件
(3) 代金の請求及び受領に関する件
(4) その他上記各号に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

業務契約書

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 宇野 聡夫(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和8年度 国有林林道等施設点検管理業務その2(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(実施する業務)

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1)業務名 令和8年度 国有林林道等施設点検管理業務その2

(2)業務の内容等

国有林林道等施設点検管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)

及び令和8年度 国有林林道等施設点検管理業務その2内訳書(以下「内訳書」という。)

のとおり。

(3)履行期間

契約日の翌日から令和9年1月8日まで

(業務の遂行)

第2条 乙は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 〃 円(うち消費税及び地方消費税額 金 〃 円)を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第11条の定めによる。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 乙は、業務が終了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、業務の成果を記載した実施報告書(様式第2号)及び完了報告書(様式第5号)並びに関係附属書類を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、当該業務

が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。
第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(業務の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務の中止(廃止)申請書(様式第3号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ生産するものとする。

(業務の変更)

第12条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、業務計画変更承認申請書(様式第4号)を甲に提出し、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

3 第1項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第14条 次の各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(業務内容の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、業務の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の

調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 17 条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第20条 別紙1のとおり

(疑義の解決)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 宇野 聡夫

(乙)

(様式第1号)

令和 年度 国有林林道等施設点検管理業務その2 業務計画書

1. 事業対象林道等

路線数

延長 km

2. 事業内容

事業実施方針及び実施項目等

別紙「国有林林道等施設点検管理業務その2」に基づき実施する。

3. 事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(様式第2号)

令和 年度 国有林林道等施設点検管理業務その2 実施報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記のとおり、事業を実施したので報告します。

記

1. 実施項目

2. 事業実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 事業実施内容 別紙報告書のとおり

以上

	実施確認欄
確認年月日	令和 年 月 日
確認者	
特筆事項	

※1. 実施確認は、森林管理(支)署の林道事業担当者が行う。

2. 実施確認は、各森林管理(支)署に報告を行った際に行う。

3. 森林管理(支)署への提出は1部とし、確認を受けた鑑の写しを局報告書に添付すること。

(様式第3号)

令和 年度 国有林林道等施設点検管理業務その2 中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により中止したいので契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

1. 委託事業中止の理由
2. 中止しようとする以前の事業実施状況
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出状況
3. 中止後の措置
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出予定明細

(様式第4号)

令和 年度 国有林林道等施設点検管理業務その2 計画変更承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により変更したいので契約書第12条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更する事業計画又は事業内容
3. 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、事業計画の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(様式第5号)

完了報告書

業務名：令和 年度 国有林林道等施設点検管理業務その2

令和 年 月 日付け契約の上記業務は、令和 年 月 日に完了したから報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

監督職員	令和 年 月 日
経 由	氏名
記 事	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が 次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の 代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等) との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等) と の契約を解除させるための措置を講じないとき

は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道等施設点検管理業務仕様書

1. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体(橋梁・擁壁等の構造物を含む)、排水施設、法面、標識類等について総合的に調査・点検を行い、その結果の取りまとめ及び林道交通安全の観点から必要な措置について報告・提案することを目的とする。

調査・点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、結果をより具体的に取りまとめられるようにすること。

点検した箇所は、多方向から写真撮影するものとし、必要によりテープ表示したり、拡大した詳細写真を添付するなど分かりやすいものとする。

調査・点検した内容は、「林道概況調査表(様式第7号)」、「橋梁点検調査表(様式第8号)」及び「溝渠点検調査表(様式第9号)」に取りまとめ、調査・点検した結果を技術的に分析し、当面必要な対策及び中長期的な対策について報告・提案を行うこと。

施設点検を実施する路線は、「林道施設点検業務対象路線」によるものとする。

現地の調査・点検を実施する前には、森林管理(支)署と十分打合せを行うものとし、特に点検路線における起・終点の位置、点検する橋梁の因子(橋梁名、橋長、上部構造の種類、下部構造の種類、桁下高など)について、森林管理(支)署が「位置図」、「林道台帳」及び「橋梁整理簿」の写しなどを提供するので、点検箇所や報告書の記載に誤りがないようにすること。「林道台帳」及び「橋梁整理簿」は使用後返却すること。

2. 点検調査内容等

(1) 路面・路側・路体の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(2) 法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(3) 橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(4) 擁壁の安定状況等及び法面保護工(落石防止網等)機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(5) 溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(6) 安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。併せて視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

3. 調査結果について

「業務日誌(様式第6号)」、「林道概況調査表(様式第7号)」、「橋梁点検調査表(様式第8号)」、「溝渠点検調査表(様式第9号)」、「現況写真(様式第10号)」を、各森林管理(支)署1部、森林管理局1部を提出すること。

(参考記載例)

様式第7号

林道概況調査表(一般点検)

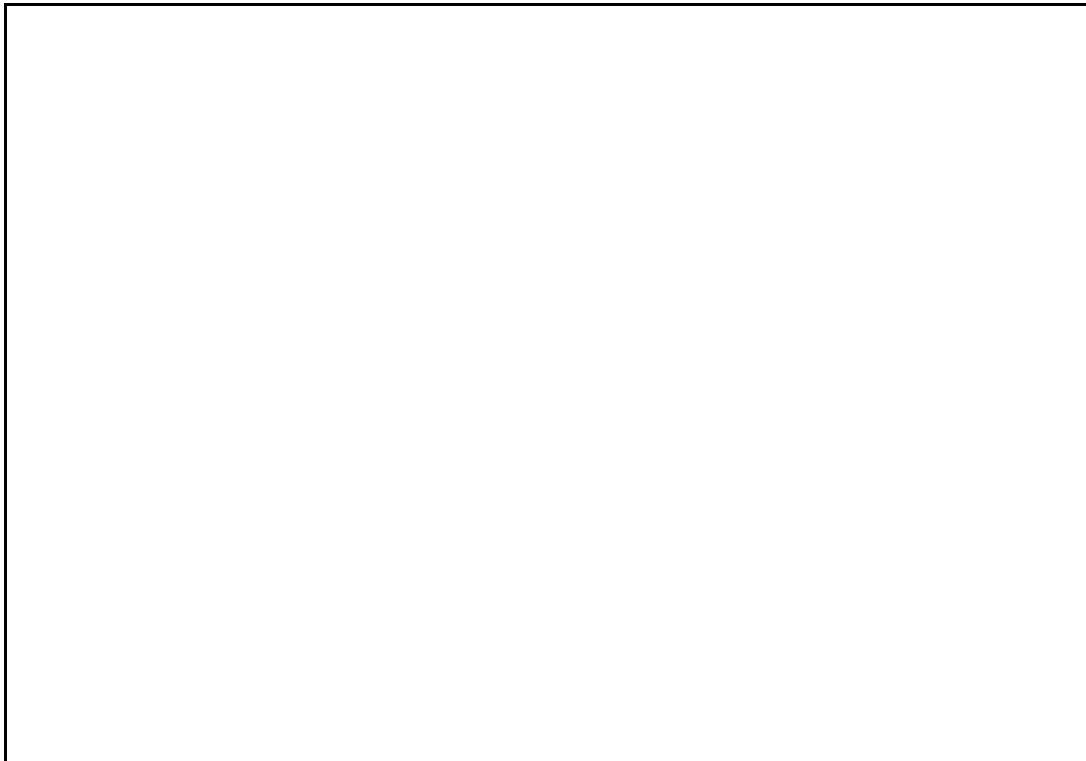
		調査番号	
森林管理署名	〇〇森林管理署	調査年月日	令和〇年〇月〇日
林道名	〇〇林道	延長(うち併用)	2,500m(0m)
接続道路	国道、県道、〇市町村道、林道 ~ 国道、県道、市町村道、〇林道		
通行管理の状況	門扉、チェーン、ロープ、〇開放	施錠の有無	有り、〇無し
通行規制表示の有無(看板等の有無)		有り、〇無し	
林道の現況(異常箇所の位置及び状況)			
位置(km)	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び概算の対策費用
0.3	法面	崩土あり(通行に支障なし)	崩土除去(〇〇千円)
0.5	安全施設	カーブミラー損傷	ミラー取り換え(〇〇千円)
0.6	法面、標識	転石あり(通行に支障なし)	注意標識設置(〇〇千円)
0.8	〇〇1号橋	橋梁点検調査票No.1のとおり	橋面舗装の補修(〇〇〇千円)
0.9	排水施設	横断溝の蓋が不安定(通行に支障なし)	
1.1	安全施設	カーブの見通し悪し	カーブミラー設置(〇〇千円)
1.3	路肩	路肩決壊 (L4.5m、H2.5m、D1.0m)	大型車要通行規制 盛土及びフトンカゴ設置(〇〇〇千円)
1.8	ボックスカルバート	溝渠点検調査票のとおり	
○ 林道交通安全に関する所見			
・ 林道施設については、1.3km地点の路肩決壊の対策が必要である他は、通常の維持修繕により通行の安全を確保。また、大型車両の通行規制表示が必要。			
・ 安全施設については、カーブミラー、注意標識について計画的な整備が望ましい。			
・ また、1.0km地点に、レク森があり一般車両の通行が多いことから、併用林道とすることが望ましい。			

(注) 点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、橋梁、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

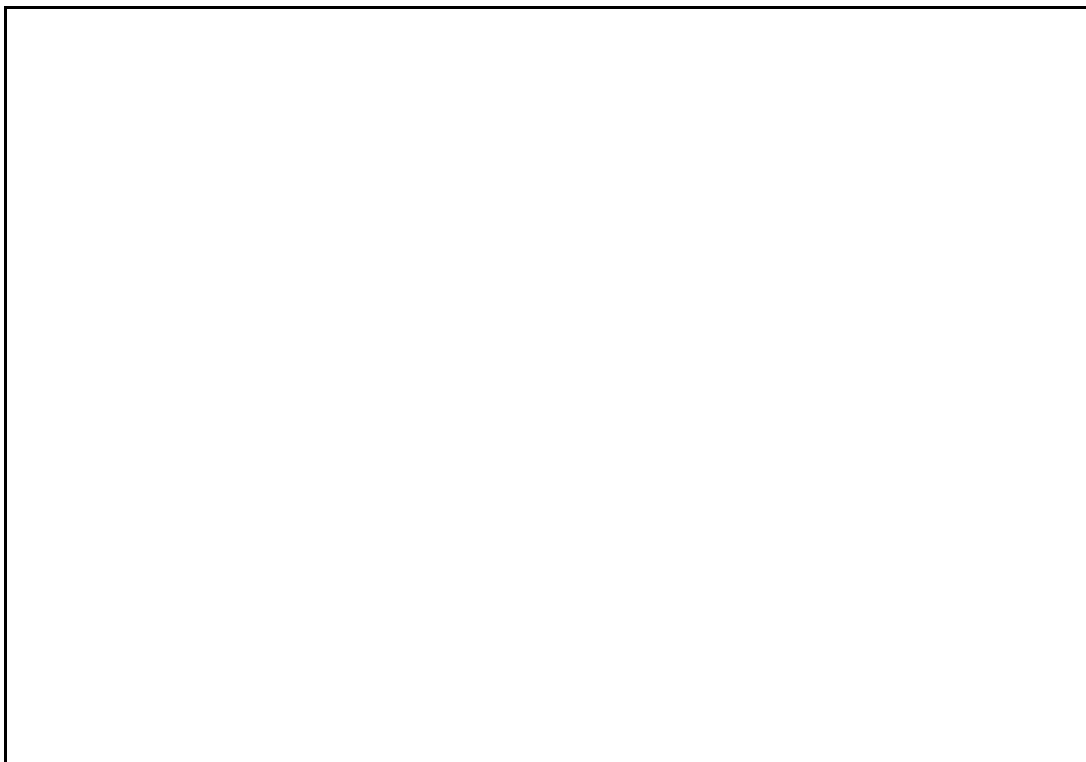
現況写真

林道名	〇〇林道	位置 (km)	〇. 〇km
-----	------	---------	--------

B P 側より



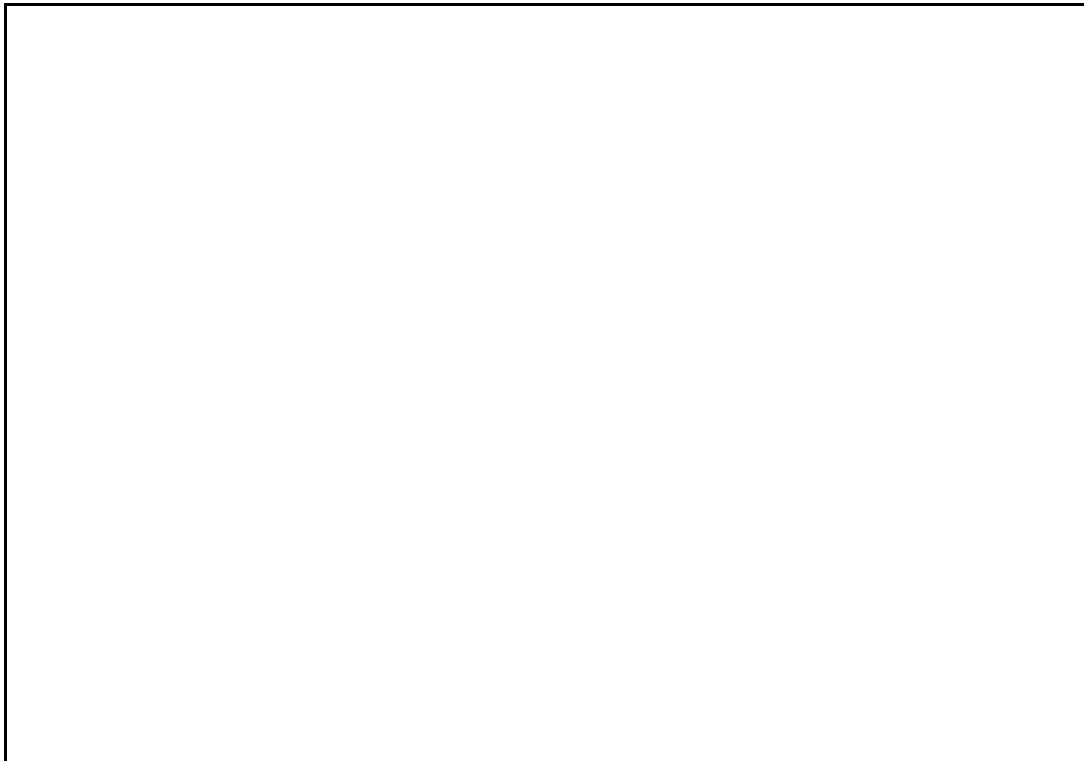
E P 側より



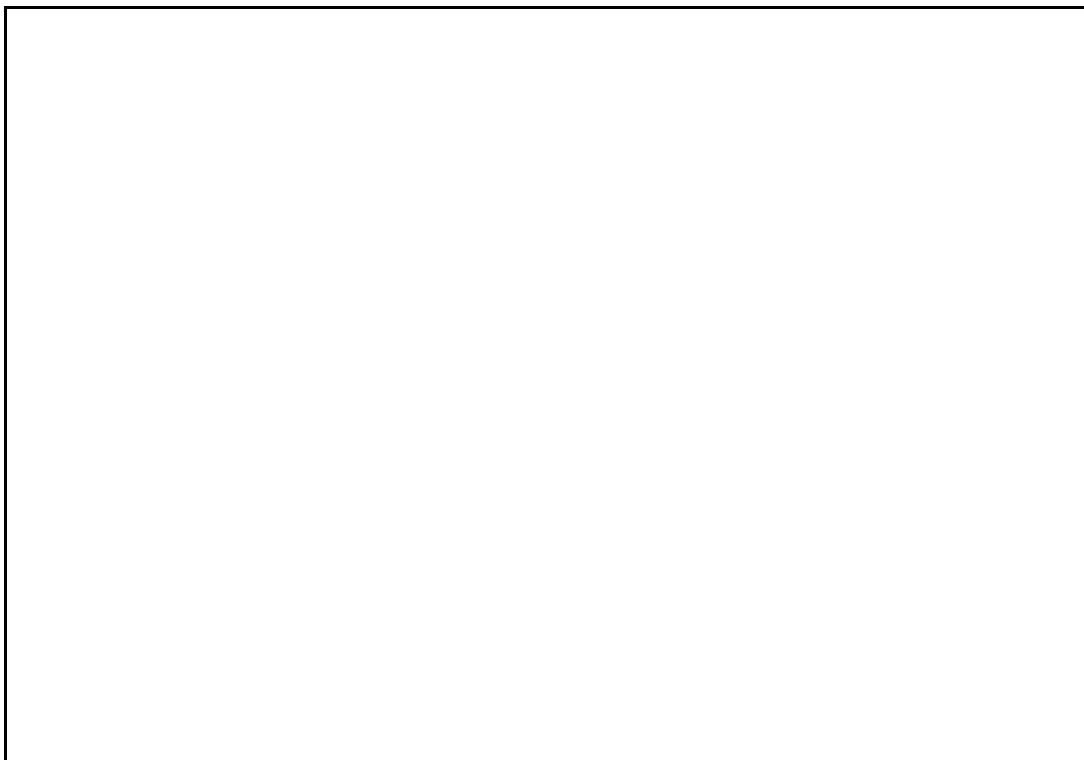
現況写真

林道名	〇〇林道	位置 (km)	〇. 〇km
-----	------	---------	--------

コンクリート擁壁のクラック詳細



橋面舗装の亀裂詳細



特記仕様書

(宿泊費等の取り扱い)

1. 本業務は、当初設計において滞在して業務を行う場合の宿泊費及び宿泊手当については、計上していない。
2. 宿泊費及び宿泊手当は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式第 7 号）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式第 8 号）を監督職員に提出するものとする。
なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【様式第12号】

通勤実績報告書

業務名：国有林林道等施設点検管理業務その1

通勤による業務日	従事業務	備考
記載例		
令和8年7月11日	施設点検業務（打合せ）	〇〇森林管理署
令和8年7月12日	〇〇地区施設点検業務	

（注） 1. 通勤による実務日は、業務日ごとに記載する。

2. 従事業務欄は、「施設点検業務（打合せ）」、「施設点検業務」等を記載する。

令和8年度国有林林道等施設点検管理業務その2 内訳書

令和8年度国有林林道等施設点検管理業務その2

区分	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要	備考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署)	
	施設点検	林道施設点検	1	式			林道施設点検業務対象路線	
		報告書作成	1	式			仕様書のとおり	
			計					
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理(支)署)	
	施設点検	林道施設点検	1	式			林道施設点検業務対象路線	
			計					
直接 経費・ 資材等		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	
	施設点検	報告書作成	1	式			仕様書のとおり	
		調査器材	1	式			施設点検直接人件費5%	
		施設点検燃料費等	1	式			車両燃料費等	
			計					
諸 経費	諸経費		1	式			諸経費＝変数値(288.50)×直接人件費 [^] -0.084	
			計					
業務費合計								
消 費 税	消費税	消費税	10	%				
		合計						
総 計								

単価表No.1

一般的事項

各(支)署等打合等(交通費)

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	備考
札幌地区	札幌→石狩→空知→札幌	104				
	札幌→胆振東部→日高南部→日高北部→札幌	448				
計		552				
旭川地区	札幌→留南→留北→宗谷→上北→北空→上中→上南→札幌	910				
計		910				
函館地区	札幌→後志→渡島→檜山→札幌	565				
計		565				
合計		2,027				

単価表No.2

一般的事項

各(支)署等打合等(人件費及び旅費)

地区名	名称	規格	単位	移動日数	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
札幌地区	主任指導員	技師(A)	人	3					
	指導員	技師(C)	人	3					
計				6					
旭川地区	主任指導員	技師(A)	人	4					
	指導員	技師(C)	人	4					
計				8					
函館地区	主任指導員	技師(A)	人	2					
	指導員	技師(C)	人	2					
計				4					
合計				18					

単価表No.3

一般事項

報告書作成費

名称	規格	単位	数量	人件費	備考
主任指導員	技師(A)	人	9		
指導員	技師(C)	人	9		
助手	普通作業員	人	9		
計			27		

単価表No.4
施設点検
交通費

地区名	行程	距離 (km)	ライトバン経費 (円)	高速料金 (円)	合計 (円)	備考
札幌地区	拠点→石狩	4				
	施設点検	456				
	空知→拠点	46				
	拠点→胆振東部	98				
	施設点検	683				
	日高北部→拠点	133				
計		1,420				

単価表No.5(札幌)

施設点検

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
札幌地区	指導員	技師(C)	人	10					
	助手	普通作業員	人	10					
計				20					

単価表No.6(旭川)

施設点検

交通費

地区名	行程	距離 (km)	ライトバン経費 (円)	高速料金 (円)	合計 (円)	備考
旭川地区	拠点→留萌南部	152				
	施設点検	2,045				
	上川南部→拠点	167				
計		2,364				

単価表No.7(旭川)

施設点検

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
旭川地区	指導員	技師(C)	人	15					
	助手	普通作業員	人	15					
計				30					

単価表No.8(函館)

施設点検

交通費

地区名	行程	距離 (km)	ライトバン経費 (円)	高速料金 (円)	合計 (円)	備考
函館地区	拠点→後志	96				
	施設点検	891				
	檜山→拠点	301				
計		1,288				

単価表No.9(函館)

施設点検

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
函館地区	指導員	技師(C)	人	8					
	助手	普通作業員	人	8					
計				16					

令和8年度
国有林林道等施設点検管理業務その2
林道施設点検業務対象路線

札幌地区	38 路線	143.7 km
旭川地区	60 路線	169.5 km
函館地区	17 路線	82.2 km
合 計	115 路線	395.4 km

林道施設点検業務対象路線

地区名	森林管理署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)	備考	
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)			
北海道森林管理局（札幌）	石狩						36.3		
		小樽市	明治常盤林道朝里線	3.1	2	×	17.4		
		小樽市	白井沢林道	0.2	1	×	19.4		
		赤井川村	小樽川林道小樽川線	3.8	1	×	19.8		
		赤井川村	土木沢林道明治滝の沢線	0.1	1	×	0.1		
		赤井川村	轟林道轟線	4.2	8	×	0.0		
		赤井川村	青井川林道青井川線	0.1	1	×	34.1		
		仁木町	タモギタイ林道然別線	3.0	2	×	0.0		
		仁木町	アママス沢林道	0.3	1	×	38.9		
		古平町	六志内林道冷水線	3.9	3	×	0.0		
		古平町	当丸林道	0.1	1	×	10.1		
	古平町	六志内林道六志内線	2.2	1	×	80.7			
		計		11	21.0	22	0	256.8	
		空知						39.1	
			夕張市	主夕張林道	8.3	4	○	0.0	
			夕張市	鉱泉の沢林道	3.8	3	○	2.8	
			夕張市	上巻沢林道	2.0	2	○	3.8	
			夕張市	大巻沢林道	8.1	1	○	1.9	
			夕張市	春日林道	9.2	1	○	0.0	
		夕張市	春日支線林道	1.5	1	○	42.8		
		計		6	32.9	12	6	90.4	
		胆振東部						18.2	
			白老町	萩野横断林道萩野横断線	5.6	3	○	5.5	
			白老町	飛生越林道	3.2	1	○	3.2	
			白老町	クッタラ林道飛生線	2.6	0	○	0.0	
			白老町	クッタラ林道クッタラ線	2.8	0	○	26.8	
			白老町	クッタラ林道メツ越線	4.0	0	○	32.7	
		白老町	萩野林道	10.0	7	○	18.8		
		計		6	28.2	11	6	105.2	
		日高北部						27.6	
			日高町	日勝四の沢林道	6.7	0	○	0.0	
			日高町	冷水沢林道	2.3	0	○	0.0	
			日高町	奥沙流林道連絡線	2.7	0	○	5.7	
			日高町	奥沙流林道	5.0	0	○	0.0	
			平取町	総主別林道	12.3	2	○	72.6	
			平取町	総主別2号支線林道	1.6	0	○	0.0	
			平取町	上貫気別林道	1.7	0	○	0.0	
			日高町門別	又モトル林道	3.9	0	○	15.9	
	日高町門別		又モトル第三支線林道	0.1	1	○	0.0		
	日高町門別	里平林道39林班線	8.5	0	○	50.9			
	計		10	44.8	3	10	172.7		
	日高南部						29.0		
		新冠町	東川左線林道	1.0		○	29.8		
		新冠町	節婦左股林道	4.0		○	4.2		
		新冠町	節婦林道	6.9		○	6.9		
		新冠町	大節婦林道	2.5		○	11.8		
	新冠町	節婦小沢林道	2.4		○	15.9			
	計		5	16.8	0	5	97.6		
合計				38	143.7	48	27	722.7	

林道施設点検業務対象路線

地区名	森林管理署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)	備考	
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)			
北海道森林管理局 (旭川)	留萌北部	天塩町	国境林道	4.4	0	○	28.5		
		天塩町	泉源堤ノ沢林道	1.2	0	○	21.9		
		遠別町	清川右股林道	2.3	1	○	74.7		
		羽幌町	築別三毛別林道	2.8	1	○	78.0		
	計			4	10.7	2	4	233.3	
	留萌南部	留萌市	峠下林道	1.2	1	×	0.0		
		留萌市	斎木の沢林道	1.7	1	×	13.3		
		小平町	エツチャナイ林道	0.7	1	×	47.5		
		苫前町	オンコノ沢林道	0.6	1	×	33.1		
		苫前町	山下沢林道	1.0	1	×	39.7		
	計			5	5.2	5	0	157.1	
	上川北部							32.0	
		士別市	小野寺沢林道	2.5		○	0.3		
		士別市	武徳林道	1.2	1	○	0.3		
		士別市	10線沢林道	1.1		○	12.2		
		士別市	内大部1号林道	2.5		○	0.0		
		士別市	11線沢林道	1.8		○	0.0		
		士別市	福井沢林道	2.5		○	11.0		
		士別市	福井沢越林道	2.4		○	0.0		
		士別市	2318・2319林班林道	1.5		○	0.0		
		士別市	内大部林道	3.4		○	2.9		
		士別市	大英林道	1.6		○	14.0		
		士別市	士別大和林道	1.3		○	3.6		
		士別市	東山林道	0.9		○	11.2		
		士別市	和寒林道	7.4	2	○	0.0		
		士別市	成美林道	1.6	1	○	4.8		
		士別市	忍沢林道	6.1		○	2.5		
士別市		19線林道	7.1	2	○	0.0			
士別市	雪の沢林道	1.0		○	56.6				
計			17	45.9	6	17	151.4		

地区名	森林管理署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)	備考	
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)			
北海道森林管理局（旭川）	宗谷						102.0		
		浜頓別町	2017林班中ノ沢林道	1.6	0	○	18.3		
		浜頓別町	奥宇津内林道	4.6	3	×	4.5		
		浜頓別町	2032林班林道	0.7	0	○	21.7		
		中頓別町	平太郎林道	10.4	0	○	6.0		
		中頓別町	8の沢林道	0.3	1	×	13.9		
		中頓別町	敏音知林道	3.2	1	×	0.0		
		中頓別町	敏音知支流林道	8.5	1	×	11.7		
		中頓別町	豊平本流林道	0.1	1	×	18.2		
		中頓別町	ボロカペーチャン林道	3.3	0	○	12.2		
		中頓別町	間の川林道	2.7	1	×	103.4		
		計		10	35.4	8	4	311.9	
		上川中部						13.8	
			旭川市	伊納林道	0.6	1	○	15.5	
			旭川市	逆川林道	2.8	2	○	33.8	
			美瑛町	霞城林道	8.2	3	○	28.5	
			美瑛町	美沢第二林道	1.5	1	○	6.5	
			美瑛町	美沢林道	3.0	2	×	40.0	
			美瑛町	18線林道	5.1	1	○	2.7	
			美瑛町	大榎連絡林道	2.5	1	○	8.8	
		美瑛町	雨月沢林道	5.9	1	○	46.8		
		計		8	29.6	12	7	196.4	
		上川南部						18.0	
			南富良野町	藤松林道	2.4		○	3.0	
			南富良野町	幌加沢林道	2.9		○	2.2	
			南富良野町	石楠花沢林道	1.0		○	5.1	
			占冠村	三点沢林道	2.7		○	2.5	
			占冠村	一休の沢林道	3.5		○	29.7	
		計		5	12.5	0	5	60.5	
		北空知支						55.7	
			北竜町	比布美林道	2.7	0	×	2.1	
			北竜町	美糠山林道	2.1	0	×	0.0	
			北竜町	小豆沢林道	3.5	0	×	3.5	
			北竜町	一の沢林道	5.2	0	×	0.0	
			北竜町	美葉牛奥沢林道	1.9	0	×	12.7	
			北竜町	奥美葉牛林道	0.9	0	×	25.2	
			沼田町	幌新ダム林道	1.1	1	○	8.7	
			沼田町	東沼林道	1.4	0	○	1.4	
			沼田町	ボンルルモッペ林道	3.5	0	○	1.5	
			沼田町	太刀別林道	4.8	4	○	0.4	
		沼田町	昭和二股林道	3.1	5	×	62.4		
	計		11	30.2	10	4	173.6		
合計			60	169.5	43	41	1,284.2		

林道施設点検業務対象路線

地区名	森林管理署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)	備考	
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)			
北海道 森林管理局 (函館)	後志						10.8		
		倶知安町	ニセコ林道	1.6	1	×	23.1		
		倶知安町	大和学校の沢林道	2.1	1	×	30.4		
		京極町	ペーペナイ無意根林道	8.0	2	○	41.5		
		伊達市	オマベツの沢林道	10.2	3	○	88.7		
		黒松内町	中の川林道久連山の沢支線	4.9	3	○	65.2		
		計		5	26.8	10	3	259.7	
	檜山							21.0	
		江差町	檜川林道竜巻の沢支線	0.1	1	×	21.8		
		上ノ国町	上の沢林道	10.7	3	○	0.0		
		上ノ国町	上の沢林道福士の沢支線	0.7	2	×	5.5		
		上ノ国町	上の国目名下の沢線林道	8.5	4	○	1.1		
		上ノ国町	中の沢林道	11.6	1	○	7.7		
		上ノ国町	膳棚右股林道	1.6	1	×	1.6		
		上ノ国町	仙蔵の沢林道	0.2	1	×	42.4		
		計		7	33.4	13	3	101.1	
	渡島							42.4	
		今金町	ニセイベツ林道	8.6	4	○	38.4		
		せたな町	目名川林道	3.2	1	○	49.1		
		せたな町(大成)	貝取澗林道	3.5	3	○	91.0		
		森町	精進川林道	3.7	2	○	10.3		
森町		赤井川林道	3.0	2	○	48.5			
	計		5	22.0	12	5	279.7		
合計			17	82.2	35	11	640.5		